

○経済産業省令第 号

商標法施行令（昭和三十五年政令第十九号）第二条の規定に基づき、商標法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 年 月 日

経済産業大臣 名

商標法施行規則の一部を改正する省令

商標法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

別表（第六条関係）		改正後
第一類	一〜十二（略）	
別表（第六条関係）		改正前
第一類	一〜十二（略）	

第三類	第二類	
一 (略) 二 香料 (芳香用のものに限る。) (一) (四) (略) (削る) 三 (略) 四 化粧品 (一) (五) (略) (六) 香水類	(略)	(削る)

第三類	第二類	
一 (略) 二 香料 (一) (四) 略 (五) 精油からなる食品香料 三 (略) 四 化粧品 (一) (五) (略) (六) 香水類	(略)	十三 塗装用パテ

第七類	第四類 ゝ第六類	
一ゝ十一 (略) 十二 プラスチック加工機械器具 圧縮成形機 押出成形機 高周 波ミシン 射出成形機 プラスチ	(略)	オーデコロン 香水 固形香 水 粉末香水 (七) (略) 五ゝ十一 (略)

第七類	第四類 ゝ第六類	
一ゝ十一 (略) 十二 プラスチック加工機械器具 圧縮成形機 押出成形機 射出 成形機 プラスチック用金型	(略)	オーデコロン 香水 固形香 水 練り香 粉末香水 (七) (略) 五ゝ十一 (略)

第九類	第八類	
一〇九 (略) 十 運動用ゴーグル 水中マスク 水中眼鏡 防じん眼鏡 (削る)	(略)	ツク用金型 十三〇二十九 (略)

第九類	第八類	
一〇九 (略) 十 眼鏡 (一) 眼鏡 運動用ゴーグル コンタクト レンズ サングラス 水中マス ク 水中眼鏡 鼻眼鏡 普通眼 鏡 防じん眼鏡	(略)	十三〇二十九 (略)

火装置 盗難警報器 保安用ヘル ース用ノズル スプリンクラー消 器 消火器 消火ホース 消火ホ 二十一 火災報知機 ガス漏れ警報	十六、二十 (略)	(二) (五) (略)	装置 電子顕微鏡	探知機 電子応用扉自動開閉	音波応用探傷器 超音波応用	器具 超音波応用測深器 超	探鉱機械器具 水中聴音機械	気探鉱機 磁気探知機 地震
---	-----------	-------------	----------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------

消防艇 スプリンクラー消火装置 消火ホース用ノズル 消防車 器 消火器 消火栓 消火ホース 二十一 火災報知機 ガス漏れ警報	十六、二十 (略)	(二) (五) (略)	微鏡	応用扉自動開閉装置 電子顕	器 超音波応用探知機 電子	応用測深器 超音波応用探傷	水中聴音機械器具 超音波	気探知機 地震探鉱機械器具 ターترون 磁気探鉱機 磁
---	-----------	-------------	----	---------------	---------------	---------------	--------------	---------------------------------

第十類	
一〇五 (略) 六 眼鏡 (一) 眼鏡 コンタクトレンズ サンガラ ス 鼻眼鏡 普通眼鏡 (二) 眼鏡の部品及び附属品 コンタクトレンズ用容器 る 鼻眼鏡のマウント 鼻眼鏡	メット 防火被服 防災頭巾 防 じんマスク 防毒マスク 二十二〇三十二 (略)

第十類	
一〇五 (略) (新設)	盗難警報器 保安用ヘルメット 防火被服 防災頭巾 防じんマ スク 防毒マスク 二十二〇三十二 (略)

第十二類	第十一類	
一 船舶並びにその部品及び附属品 (一) 船舶	一〇二十 (略) 二十一 家庭用浄水器（電気式のものを除く。） 消火栓 水道蛇口用座金 水道蛇口用ワッシャー 水道用栓 タンク用水位制御弁 パイプライン用栓 二十二〇二十四 (略)	用鎖 鼻眼鏡用ひも 眼鏡ケー ス レンズ 枠

第十二類	第十一類	
一 船舶並びにその部品及び附属品 (一) 船舶	一〇二十 (略) 二十一 家庭用浄水器（電気式のものを除く。） 水道蛇口用座金 水道蛇口用ワッシャー 水道用栓 タンク用水位制御弁 パイプライン用栓 二十二〇二十四 (略)	

エアクッション艇 カヌー	
貨物船 客船 漁船 軍艦 ケ	
ーブル敷設船 砕氷船 しゅん	
せつ船 消防艇 水上オートバ	
イタンカー 伝馬船 はしけ	
帆船 引き船 フェリーボ	
ト ボート モーターボート	
ヨット ランチ	
(二) (略)	
二 (略)	
三 鉄道車両並びにその部品及び附	
属品	
(一) (略)	

エアクッション艇 カヌー	
貨物船 客船 漁船 軍艦 ケ	
ーブル敷設船 砕氷船 しゅん	
せつ船 水上オートバイ タン	
カー 伝馬船 はしけ 帆船	
引き船 フェリーボート ボ	
ト モーターボート ヨット	
ランチ	
(二) (略)	
二 (略)	
三 鉄道車両並びにその部品及び附	
属品	
(一) (略)	

（二）	鐵道車両の部品及び附属品
	網棚 座席 車体 車輪 集
	電機械器具 台車 台枠 つり
	革 扉 連結機
（三）	（略）
四	自動車並びにその部品及び附属品
（一）	自動車
	貨物自動車 救急車 競争自
	動車 クレーン付きトラック
	コンクリートミキサー車 散水
	車 消防車 乗用車 水陸両用
	車 雪上車 宣伝カー 装甲車

(二)	鉄道車両の部品及び附属品
	網棚 座席 車体 車輪 集
	電機械器具 台車 台枠 つり
	革 扉 扉開閉装置 連結機
(三)	(略)
四	自動車並びにその部品及び附属品
(一)	自動車
	貨物自動車 救急車 競争自
	動車 クレーン付きトラック
	コンクリートミキサー車 散水
	車 乗用車 水陸両用車 雪上
	車 宣伝カー 装甲車 ダンプ

類 第十七	第十六類 類ノ第 第十三	
十一 接着テープ（化粧用、医療用） 一ノ十（略）	（略）	ダンブカー 図書館車 トラ クター トラック トレーラー トロリーバス バス フォー クリフトカー 霊きゆう車 （二）（略） 五ノ十三（略）

類 第十七	第十六類 類ノ第 第十三	
十一 接着テープ（医療用、事務用） 一ノ十（略）	（略）	カー 図書館車 トラクター トラック トレーラー トロリ ーバス バス フォークリフト カー 霊きゆう車 （二）（略） 五ノ十三（略）

類	第十九	類	第十八	
(削る)	一〇十九 (略)	六傘 (一) 折り畳み式傘 からかさ 蛇 の目傘 晴雨兼用傘 日傘 洋傘 (二) (略) 七〇十 (略)	一〇五 (略)	、事務用又は家庭用のものを除く。

類	第十九	類	第十八	
二十 送水管用バルブ(金属製又は	一〇十九 (略)	六傘 (一) 折り畳み式傘 からかさ 蛇 の目傘 晴雨兼用傘 ビーチパ ラソル 日傘 洋傘 (二) (略) 七〇十 (略)	一〇五 (略)	又は家庭用のものを除く。

第二十	第二十	第二十	第二十
一～八 (略)	十六 眼鏡ふき	一類 第二十 一～十三 (略) 十四 昆虫採集箱 管 毒つぼ 十五 (略) 十六 眼鏡ふき	二十～二十二 (略)

第二十	第二十	第二十	第二十
一～八 (略)	(新設)	一類 第二十 一～十三 (略) 十四 昆虫採集箱 十五 (略)	プラスチック製のものを除く。 二十一～二十三 (略)

第二十	第二十	三類	第二十	二類
(略)	四類 第二十 一・二 (略)		(略)	九 雨覆い 天幕 ビーチパラソル 十 十五 (略)
	三 レース生地			
	編みレース生地 刺しゅうレー			
	ス生地			
	四 十四 (略)			

第二十	第二十	三類	第二十	二類
(略)	四類 第二十 一・二 (略)		(略)	九 雨覆い 天幕 十 十五 (略)
	(新設)			
	三 十三 (略)			

五類	第二十 六類	第二十 七類	第二十 八類
	一 十 (略)	(略)	十一 柄付き捕虫網 十二 (略)

五類	第二十 六類	第二十 七類	第二十 八類
	一 編みレース生地 刺しゅうレ ス生地 二 十 (略)	(略)	十一 柄付き捕虫網 殺虫管 毒つ 十二 (略)

六類	第三十	一類	第三十	類	第三十	九類	第二十
		ゝ	(略)	六	一ゝ五 (略)		(略)
				食品香料			
				七ゝ二十 (略)			

六類	第三十	一類	第三十	類	第三十	九類	第二十
		ゝ	(略)	六	一ゝ五 (略)		(略)
				食品香料			
				七ゝ二十 (略)			
				ゝ			
				食品香料(精油のものを除く。)			

八類 第三十	七類 第三十
(略)	一〇九 (略) 十 衣類乾燥機の貸与 衣類脱水機の貸与 ガソリンステーション用の貸与 装置(自動車の修理又は整備用のものを除く。)の貸与 鋤山機械器具の貸与 洗車機の貸与 電気洗濯機の貸与 土木機械器具の貸与 排水用ポンプの貸与 モップの貸与 床洗浄機の貸与

八類 第三十	七類 第三十
(略)	一〇九 (略) 十 衣類乾燥機の貸与 衣類脱水機の貸与 鋤山機械器具の貸与 洗車機の貸与 電気洗濯機の貸与 土木機械器具の貸与 排水用ポンプの貸与 モップの貸与 床洗浄機の貸与

第三十 一〇十 (略)	九類
十一 家庭用冷凍冷蔵庫の貸与 家庭用冷凍庫の貸与 機械式駐車装置の貸与 車椅子の貸与 航空機の貸与 航空機用エンジンの貸与 自転車の貸与 自動車の貸与 船舶の貸与 荷役機械器具の貸与 包装用機械器具の貸与 冷凍機械器具の貸与	十二・十三 (略)

第三十 一〇十 (略)	九類
十一 ガソリンステーション用装置 (自動車の修理又は整備用のものを除く。)の貸与 家庭用冷凍冷蔵庫の貸与 家庭用冷凍庫の貸与 機械式駐車装置の貸与 車椅子の貸与 航空機の貸与 航空機用エンジンの貸与 自転車の貸与 自動車の貸与 船舶の貸与 荷役機械器具の貸与 包装用機械器具の貸与 冷凍機械器具の貸与	十二・十三 (略)

第四十	第四十	類	第四十
(略)	一類 一〇十五 (略)	四 映画用フィルムの現像 写真の 引き伸ばし 写真のプリント 写 真用フィルムの現像 録音又は録 画済み記録媒体の複製	一〇三 (略)

第四十	第四十	類	第四十
(略)	一類 十六 録音又は録画済み記録媒体の 複製	四 映画用フィルムの現像 写真の 引き伸ばし 写真のプリント 写 真用フィルムの現像	一〇三 (略)

二類 ゝ	第四十	五類

二類 ゝ	第四十	五類

附 則

（施行期日）

1 この省令は、令和八年一月一日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行前にした商標登録出願及び防護標章登録出願に係る商品及び役務の区分については、なお従前の例による。